代金の中途確定に関する特約条項

 甲及び乙は、代金の中途確定に関し、次の特約条項を定める。

（代金の中途確定）

第１条 乙に支払われる代金の金額は、この契約条項の定めるところに従い、契約履行の中途において確定するものとする。

 （確定計算価格）

第２条 この契約において「確定計算価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用及び支出し、又は負担すべき費用に適正な利益を加えた金額をいう。

２ 確定計算価格は、別紙の確定計算価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算し、甲乙協議して確定するものとする。

（確定代金）

第３条 確定計算価格が契約金額に達しない場合は当該確定計算価格をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって、乙に支払われる代金として確定する。

1. 前項の規定により、確定計算価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該確定計算価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。
2. 代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

（資料の提出）

第４条 乙は、計算基準及び計算規則に基づいて 年 月 日までに実際原価計算書を、 年 月 日までに確定計算価格見積書を作成し、甲に提出するものとする。

２ 甲は、前項の実際原価計算書及び確定価格見積書のほか、乙がこの契約のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料及び乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担すべき費用の見積りの根拠を示した資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

（計算規則の確認等）

第５条 乙は、契約締結後速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

1. 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。
2. 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度若しくは会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
3. 前３項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

（原価監査）

第６条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際原価計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

1. 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。
2. 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を適用する。
3. 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため原価監査を実施することができなかった場合は、査定により、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

（紛争の処理）

第７条 確定計算価格の金額について、第３条第３項の期日後相当期間経過したにもかかわらず甲乙間の協議が整わない場合は、甲は、甲が適当と認める金額を確定計算価格とみなして代金を確定し、これを乙に支払うものとする。

２ 乙が前項の確定計算価格の金額に不服がある場合は、契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。